

日本工業大学専門職大学院学修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本工業大学専門職大学院の科目の履修、試験、成績等学修に関することを定める。

(履修の原則)

第2条 授業科目(特定課題研究に係る科目を含む。以下「科目」という。)の履修は別表にしたがって行うこととする。

(履修申告)

第3条 科目の履修申告は、当該年度に履修する全科目について、定められた時期並びに要領によって履修申告書を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 履修申告をしていない科目を受講することはできない。
- 3 受理された履修申告書は、原則として、変更追加を認めない。

(履修科目の変更)

第4条 前条第3項の規定にかかわらず、秋学期及び冬学期に開講する科目については、指定された期間内において履修申告の変更を認める。

- 2 前項の指定された期間については、秋学期の始まる前の適当な時期に掲示により通知する。

(再履修)

第5条 再履修科目は、第3条第1項にしたがい、履修申告しなければならない。

(履修科目登録の上限)

第6条 各学期において履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

春学期	16 単位
夏学期	8 単位
秋学期	16 単位
冬学期	8 単位

(試験)

第7条 試験は、原則として毎学期末に行う。なお、当該科目の担当教員が必要と認めたときは随時これを行う。

- 2 前項の試験は、担当教員の定めるレポート、論文又は平常の成績をもって代えることができる。

(受験の制限)

第8条 次の各号に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 履修申告をしていない者
 - (2) 指定の期日までに学費未納の者
 - (3) 出席日数が不足のため、受験を禁じられた者
- 2 学生は受験に際し、学生証を提示しなければならない。
 - 3 試験開始後 30 分以上遅刻した者は試験を受けることができない。

(仮受験票)

第9条 学生証を携帯しない者は、所定の手続きにより仮受験票の交付を受け、受験することができる。

- 2 仮受験票は交付当日のみ有効とする。
- 3 仮受験票の交付手数料は別に定める。

(試験中の退場)

第 10 条 試験開始後 30 分以上経過するまで退場できない。

(不正行為)

第 11 条 試験で不正を行った者は、日本工業大学諸規程を準用し、懲戒の適用を受けることがある。

(追試験)

第 12 条 止むを得ない事由によって受験できなかった科目については、追試験を行うことがある。

2 前項の事由は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害による住居の被災 (り災証明書)
- (2) 病気又は傷害 (医師の診断書)
- (3) 交通機関のトラブル (証明書)
- (4) 一親等、二親等の死亡 (死亡証明書)
- (5) 上記以外で本専門職大学院が特に認めた事由

3 追試験を受けようとする者は、原則として試験終了後 10 日以内に、追試験許可願並びに前項に定める証明書を研究科長に提出しなければならない。

(再試験)

第 13 条 不合格となった科目の再試験は、原則として行わない。ただし、研究科委員会において必要と認めた場合は再試験を行うことがある。

(追・再試験の受験手続き)

第 14 条 追・再試験は、所定の願書に当該科目の担当教員の確認を受け、別に定める金額を納入し、受験票の交付を受け受験する。

(成績評価)

第 15 条 試験の成績は、AA (秀)、A (優)、B (良)、C (可) 及び D (不可) の 5 段階の評価とし、AA、A、B、C を合格とする。

2 成績評価は次のとおりとする。

評価	評 点
AA	100 点以下 90 点以上
A	90 点未満 80 点以上
B	80 点未満 70 点以上
C	70 点未満 60 点以上
D	60 点未満

(その他の成績表示)

第 16 条 前条以外の成績評価欄の表示の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 「合」及び「認定」は、合格を示す。
- (2) 「/」は、履修申告をしたが受験しなかったことを示す。

(単位の修得)

第 17 条 履修した科目の試験に合格すると、単位が与えられる。

(修了の要件)

第 18 条 本専門職大学院を修了するためには、1 年以上在学し、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 次のア、イ、ウの要件を満たした上で 34 単位以上を修得すること
 - ア 総ての必修科目を修得すること。
 - イ 基礎段階科目の中から 8 単位以上修得すること。

ウ コース系科目のうち、選択したコースに該当する科目の中から6単位以上修得すること。

(2) 最終試験に合格すること。

2 最終試験については、別に定める。

(留年)

第19条 前条第1項の修了要件を満たさなかった場合は、留年とする。

2 留年した者は、在籍料100,000円及び以後に履修する単位数について、1単位あたり50,000円を納入しなければならない。ただし、26単位を超えて履修する場合であっても、納入する額は、在籍料を含めて年間1,400,000円までとする。

3 留年した者が、以後に在学した学期終了時に修了の要件を満たした場合は修了とする。

(その他)

第20条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。